

平成14年12月19日

## 社会保障審議会障害者部会精神障害分会報告書 「今後の精神保健福祉施策について」の概要

### 基本的な考え方

入院医療主体から、地域保健・医療・福祉を中心としたあり方への転換

### ↓ 施策の視点

- ① 精神疾患、精神障害者に対する正しい理解の促進を図ること
- ② 「受入れ条件が整えば退院可能」な約7万2千人の精神病床入院患者の退院・社会復帰を図ること。また、これに伴い、入院患者の減少、ひいては精神病床数の減少を見込むこと
- ③ 当事者が主体的に選択できるよう、多様なサービスの充実を図ること
- ④ 良質な精神保健医療福祉サービスの提供とアクセスの改善を図ること
- ⑤ 精神保健医療福祉施策にとどまらず、他の社会保障施策との連携を進めるとともに、国、都道府県、市町村、関係機関、地域住民などの多様な主体が総合的に取り組むこと
- ⑥ さまざまな心の健康問題の予防と早期対応を図ること
- ⑦ 客観的指標に基づく施策の進捗状況の評価と、施策推進過程の透明性の確保を図ること

## 具体的な施策

### 1) 精神障害者の地域生活の支援

#### ① 在宅福祉サービスの充実

ホームヘルプ等の居宅生活支援事業（市町村単位で実施）の充実。

#### ② 地域における住まいの確保

グループホームの確保。

#### ③ 地域医療の確保

検討会を設置し、精神医療における地域医療の考え方、精神科プライマリケアの普及、精神病床の基準病床数算定式等について検討。

#### ④ 精神科救急システムの確立

さまざまな精神科救急ニーズに対応できるよう、地域の実情に応じた精神科救急システムの整備を推進。

「精神科救急医療システム整備事業」の拡充のため、精神科初期救急医療施設（輪番制）の整備に着手。

#### ⑤ 地域保健及び多様な相談体制の確保

精神保健福祉センター、保健所の活動の充実。

当事者による相談活動（ピアサポート）の支援。

#### ⑥ 就労支援

授産施設等における活動から一般就労への移行を促進。

### 2) 社会復帰施設の充実

生活訓練施設、福祉ホーム、通所授産施設等の精神障害者社会復帰施設の充実。

### 3) 適切な精神医療の確保

#### ① 精神医療における人権の確保

都道府県・指定都市におかれている精神医療審査会の充実。

措置入院制度の調査検討。

#### ② 精神病床の機能分化

検討会を設置し、人員配置基準等について、検討。

③ 精神医療に関する情報提供

個々の病院・病院関係団体等による自主的な情報公開を期待。問題を有する精神科病院については、立入検査の結果等を公開。

④ 根拠に基づく医療の推進と精神医療の安全対策

治療ガイドラインの作成・普及。精神医療の特性を踏まえた安全対策についても検討を開始。

4) 精神保健医療福祉関係職種の確保と資質の向上

精神保健・医療・福祉に携わる医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士、臨床心理技術者等について、確保と資質の向上を図る。

5) 心の健康対策の充実

① 精神障害及び心の健康問題に関する健康教育等

地域、職域における健康教育とともに、文部科学省と連携して、児童等に対する啓発を推進。

② 自殺予防とうつ病対策

自殺防止対策有識者懇談会の報告を踏まえ、地域、職域において、うつ病対策を中心とする自殺予防に着手。

うつ病の早期発見と適切な対応のため、地域保健医療関係者向けのマニュアルを作成・普及。

③ 心的外傷体験へのケア体制

災害・事件に際し、適切に精神的ケアを実施する対応体制の確保。

④ 睡眠障害への対応

適切な相談体制の確保。

⑤ 思春期の心の健康

児童・思春期の心の健康問題に係る専門家の確保、地域における相談体制の充実等。

6) 精神保健医療福祉施策の評価と計画的推進

各種施策の進捗状況を定期的にまとめ、精神障害分会で評価・見直し。